

亀山市告示第170号

亀山市民間保育所等待機児童解消促進等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年9月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市民間保育所等待機児童解消促進等事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市民間保育所等待機児童解消促進等事業補助金交付要綱（平成18年亀山市告示第43号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀山市認可外保育施設の衛生・安全対策事業費補助金交付要綱

第1条中「民間保育所等が実施する待機児童解消促進等事業」を「認可外保育施設が実施する衛生・安全対策事業」に、「保育所への入所を待機している児童の解消」を「認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって児童の福祉の向上」に改める。

第2条第1項中「民間保育所等」を「認可外保育施設」に改め、「第35条第4項の規定により国、三重県及び市以外の者が設置した保育所（以下「民間保育所」という。）又は同法」を削り、「設置の届出を行った認可外保育施設（以下「認可外保育施設」という。）で、待機児童解消促進等事業を現に行っているもの又は当該年度に行う予定をしているもの」を「届出を行った施設」に改め、同条第2項中「待機児童解消促進等事業」を「衛生・安全対策事業」に、「待機児童解消促進等事業費補助金交付要領」を「認可外保育施設の衛生・安全対策事業費補助金交付要領」に、「次の事業」を「認可外施設が実施する当該施設の衛生・安全対策事業（以下「事業」という。）」に改め、各号を削る。

第 3 条中「亀山市民間保育所等待機児童解消促進等事業補助金」を「亀山市認可外保育施設の衛生・安全対策事業補助金」に改める。

第 4 条中「待機児童解消促進等事業を実施する民間保育所等」を「事業を実施する認可外保育施設」に改める。

第 5 条中「民間保育所等が待機児童解消促進等事業」を「認可外保育施設が事業」に改める。

第 6 条の見出し中「待機児童解消促進等事業計画（結果報告）書」を「衛生・安全対策事業計画（結果報告）書」に改め、同条中「民間保育所等」を「認可外保育施設」に、「待機児童解消促進等事業計画（結果報告）書」を「衛生・安全対策事業計画（結果報告）書」に改める。

別記様式（その 1）を削り、別記様式（その 2）中「待機児童解消促進等事業計画（結果報告）書」を「衛生・安全対策事業計画（結果報告）書」に改め、「認可外保育施設の衛生・安全対策事業」を削り、同様式を別記様式とする。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成 27 年度分の補助金の交付から適用する。